

善通寺市監査委員会公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により執行した財政援助団体への監査結果に関する報告及び意見に対し、団体が措置を講じた旨の通知があったので同条第9項の規定に基づき公表します。

平成27年4月1日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 林野忠弘

平成26年度財政援助団体監査（後期分）

財政援助団体監査指摘事項の取組について

個別的事項

【公益社団法人仲善広域シルバー人材センター指摘事項】

- ① 本市の会員の加入については、努力されているものの減少が続き、平成26年4月1日で513人である。県内15のシルバー人材センターにおいても平成25年度の会員数は7,992人と13年ぶりに8,000人を割っている。そこで、団魂の世代をターゲットにする等の勧誘及び魅力ある事業展開に一層の努力を図るよう検討されたい。
- ② 普通財産貸付契約書（土地）の一部契約書において、地目の記載に実際とそぐわない箇所がみられるので、契約時には検討されたい。

【検討結果】

- ① 会員の加入について
 - (1) 会員対象年齢の方が集まる行事・会合等に出向き、シルバーのPRを行う。
 - (2) 善通寺市の広報誌、ホームページ等を活用し、シルバーのPRを行う。
 - (3) 地域におけるシルバーの認知度を向上させるよう、魅力ある事業展開を図る。
- ② 普通財産貸付契約書について
善通寺市の担当課と話し合い、次回契約時に検討する。

【善通寺商工会議所指摘事項】

- ① 会員の加入については、努力されているものの減少が続き、厳しい運営となっている。そこで、空き店舗等活用による市の補助金を受けた事業者及び中小企業振興基本条例の活用の趣旨もふまえて、積極的に会員の加入を進める等の会員増加に一層の努力をされたい。
- ② 普通財産貸付契約書（土地）において、一部に公有財産管理規則にそぐわない箇所がみられるので、善通寺市と協議して対処されたい。

【検討結果】

- ① 会員減少による厳しい運営につて、善通寺市空き店舗等活用事業の支援を受ける事業者又は受けた事業者を対象に積極的に会員加入を務め、会員増強を強く推し進める

と同時に、平成 27 年度は会議所運営及び経営に対し「伴走型支援」を行うことを、地域新聞等に折込チラシを入れて周知し、会議所の利便性を広く未加入事業所にアピールし、もって会員増強につなげていく。

- ② 普通財産貸付契約書（土地）について、善通寺市と協議し、内容を改めて市有財産無償貸付契約書及び覚書を約した。